

◆国保税の計算例

計算例① 軽減がない世帯



●税額の計算

①医療給付費分 $【169万円 \times 8.6\%】 + 【21,200円 \times 4人】 + 【17,900円】 = 248,040円$

②後期高齢者支援金等分 $【169万円 \times 2.9\%】 + 【7,000円 \times 4人】 + 【6,400円】 = 83,410円$

③介護納付金分 $【169万円 \times 2.0\%】 + 【9,400円 \times 2人】 = 52,600円$

国保税年税額(①+②+③) ※それぞれで100円未満切り捨て = **384,000円**

計算例② 2割軽減世帯



●税額の計算

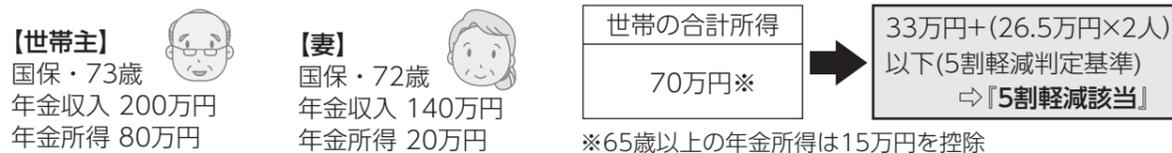
①医療給付費分 $【64.5万円 \times 8.6\%】 + 【21,200円 \times 2人 \times 0.8】 + 【17,900円 \times 0.8】 = 103,710円$

②後期高齢者支援金等分 $【64.5万円 \times 2.9\%】 + 【7,000円 \times 2人 \times 0.8】 + 【6,400円 \times 0.8】 = 35,025円$

③介護納付金分 $【64.5万円 \times 2.0\%】 + 【9,400円 \times 2人 \times 0.8】 = 27,940円$

国保税年税額(①+②+③) ※それぞれで100円未満切り捨て = **166,600円**

計算例③ 5割軽減世帯



●税額の計算

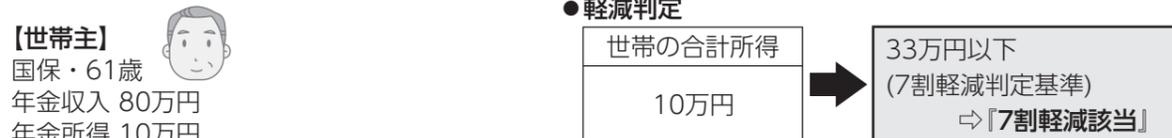
①医療給付費分 $【47万円 \times 8.6\%】 + 【21,200円 \times 2人 \times 0.5】 + 【17,900円 \times 0.5】 = 70,570円$

②後期高齢者支援金等分 $【47万円 \times 2.9\%】 + 【7,000円 \times 2人 \times 0.5】 + 【6,400円 \times 0.5】 = 23,830円$

③介護納付金分 40歳から64歳までの加入者がいないため課税なし = 0円

国保税年税額(①+②+③) ※それぞれで100円未満切り捨て = **94,300円**

計算例④ 7割軽減世帯



●税額の計算

①医療給付費分 $【所得割なし】 + 【21,200円 \times 1人 \times 0.3】 + 【17,900円 \times 0.3】 = 11,730円$

②後期高齢者支援金等分 $【所得割なし】 + 【7,000円 \times 1人 \times 0.3】 + 【6,400円 \times 0.3】 = 4,020円$

③介護納付金分 $【所得割なし】 + 【9,400円 \times 1人 \times 0.3】 = 2,820円$

国保税年税額(①+②+③) ※それぞれで100円未満切り捨て = **18,500円**

【問い合わせ先】 国保税については本庁・国保年金課
国保税の支払いについては本庁・納税課いづれも ☎ 1111

平成28年度の

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように入会者で国民健康保険税(国保税)を出し合っ、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

市では、高齢化や医療の高度化などにより、一人あたりの医療サービスにかかる費用は、年々増加し、厳しい財政状況が続いています。国保は、皆さんに納めていただく国保税と国や県からの補助金などを財源として医療サービスをまかなっています。このような状況をふまえ、国保事業の健全で安定した運営を行い、加入者の皆さんが安心して医療サービスを受けていただくために、国保税の納付にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

今号では、国保税の具体的な計算方法などについてお知らせします。

◆国保税の税率

※平成27年度(参考)

| 区分 | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 |
|--------------|------------------------|------------------------|----------|----------|------------|----------|
| 所得割額(税率) | 8.6% | 2.9% | 2.0% | 8.6% | 2.9% | 2.0% |
| 均等割額(1人当たり) | 21,200円 | 7,000円 | 9,400円 | 21,200円 | 7,000円 | 9,400円 |
| 平等割額(1世帯当たり) | 17,900円 | 6,400円 | — | 17,900円 | 6,400円 | — |
| 課税限度額(上限額) | ^{※1} 540,000円 | ^{※1} 190,000円 | 160,000円 | 520,000円 | 170,000円 | 160,000円 |

※1) 平成28年度は医療給付費分と後期高齢者支援金等分の課税限度額(上限額)が変更になっています。

◆国保税の計算方法 (平成28年度の国保税の計算方法は次のとおりです)

国保税 = ①医療給付費分 + ②後期高齢者支援金等分 + ③介護納付金分(40歳~64歳の加入者のみ対象)

| | 所得割額 (世帯の加入者の所得に応じて計算) | 均等割額 (世帯の加入者数に応じて計算) | 平等割額 (1世帯当たりの額) |
|-------------|---|-------------------------|--------------------|
| ①医療給付費分 | = $【課税標準所得 \times 8.6\%】 + 【加入者数 \times 21,200円】 + 【17,900円】$ | | |
| ②後期高齢者支援金等分 | = $【課税標準所得 \times 2.9\%】 + 【加入者数 \times 7,000円】 + 【6,400円】$ | | |
| ③介護納付金分 | = $【課税標準所得 \times 2.0\%】 + 【加入者数 \times 9,400円】$ | | |

※2) 課税標準所得…国保加入者の前年の所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合算額です。所得とは、事業収入は必要経費を、給与収入は給与所得控除を、公的年金等は公的年金等控除額をそれぞれ差し引いた額です。

◆国保税の軽減

世帯主やその世帯の国保加入者の合計所得額が次の軽減判定基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。また、国保加入者であった人が後期高齢者医療制度へ移行した場合、その人も含めて軽減判定を行います。

■国保税の均等割額・平等割額の軽減判定基準

世帯の国保加入者(旧国保加入者も含む)の合計所得額が

- ①33万円以下…………… 7割軽減
- ②33万円 + (26.5万円 × 世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計) 以下… 5割軽減
- ③33万円 + (48万円 × 世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計) 以下… 2割軽減

※3) 旧国保加入者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のこと。

※世帯構成の変更等により、軽減判定をやり直す場合があります。